

# 変動金利定期預金[単利型]

令和2年4月1日現在

商 品 名 (愛 称)	変動金利定期預金 [単利型]
販売対象	・個人および法人のお客様
期 間	・定型方式…1年、2年、3年 ・満期日指定方式…1年超3年未満 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続）の取扱いができます。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
利 息 (1) 適用金利  (2) 利払方法  (3) 計算方法	・変動金利 ・預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヶ月毎に、預入の際に提示する自由金利型定期預金<M型>または自由金利型定期預金の6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により、適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月毎の応当日）以後および満期日以後に支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率〔約定利率（利率を変更したときは変更後の利率）×70%〕により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税 金	・個人のお客様・・・20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） （ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります） ・法人のお客様・・・総合課税（ただし、非課税法人は除きます） ※令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
付加できる特約事項	・個人のお客様の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率） ・個人のお客様のうち、条件を満たす方は、マル優のお取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別表（定期預金の中途解約利率一覧）の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額（期日前解約利息）とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期日前解約利息との差額を清算します。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へご照会ください。
苦情処理措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客様相談課（9時～17時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。
紛争解決措置	・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・満期時に自動継続されない場合、満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険の対象となります。預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）